

社会福祉法人 やすらぎ会 行動計画

従業員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間：平成 27 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで の 5 年間
- 2 内 容：

目標 1 平成 31 年 3 月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢<時期>の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 31 年 3 月～ 制度の導入、職員会等により従業員への周知

目標 2 平成 32 年 3 月までに、従業員全員の所定労働時間を、1 人当たり年 36 時間未満とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成 28 年 4 月～ 責任者を対象とした意識改革のための研修（会議）を年 2 回実施
- 平成 30 年 3 月～ 職員会等による従業員への周知
- 平成 30 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修（会議）の実施